

箕面市市民文化芸能振興交付金制度を創設

～船場の新しい劇場をグリーンホールと同等の料金で利用できます～

令和3年(2021年)7月29日(木)

- ◆箕面市は、本年8月1日(日)にオープンする箕面市立文化芸能劇場(以下「劇場」という。)の活用を促進するため、箕面市立市民会館(グリーンホール)やメイプルホールと同等の利用料金で、劇場のホールを利用できる「箕面市市民文化芸能振興交付金」制度を創設します。例えば、休日の午前・午後到大ホールを利用した吹奏楽コンサートを開催した場合、劇場の施設利用料・附帯設備利用料合計462,220円が約3分の1の145,780円で利用可能です。
- ◆交付対象期間は、8月1日(日)から令和5年度開業予定の北大阪急行南北線延伸開業日の前日までとなります。
- ◆これにより、多くの市民のかたに劇場を利用していただく「きっかけづくり」を行うとともに、船場地区の賑わいを創出します。

1. 制度の概要

(1) 名称

箕面市市民文化芸能振興交付金

(2) 交付金の対象となる要件(下記3点を満たしていること)

- ・交付対象期間内に劇場の小ホールまたは大ホールを利用して行われる活動発表等の場(以下「公演」という。)であること。
- ・公演関係者に限らず、広く市民が観覧できるようにしていること。
- ・申請者が、広報紙「もみじだより」に加え、自身のホームページやブログ・SNSへの掲載等により、当該公演を市民に告知すること。

(3) 対象期間

申請期間 令和3年7月30日～北大阪急行南北線延伸開業日の前日

交付対象期間 令和3年8月1日～北大阪急行南北線延伸開業日の前日

(4) 予算額

28,924千円(令和3年度予算。各年度で予算の議決が必要)

(5) 交付金の支給対象者

- ・箕面市内に所在地がある団体(構成員の半数以上が箕面市内に在住、在職または在学していること)、または箕面市在住の個人のかた

(6) 交付金の対象となる費用及び日数

- ・施設利用料及び附帯設備利用料
- ・1回の公演利用に必要な日数が対象(本番だけでなく、練習日も交付)

(7) 交付金額

①施設利用料

- ・大ホール：劇場とグリーンホールの施設利用料の差額
- ・大ホール(1階席のみ利用のとき)：劇場とメイプルホール大ホールの施設利用料の差額
- ・小ホール：劇場とメイプルホール小ホールの施設利用料の差額

② 附帯設備利用料

- ・ 劇場の附帯設備利用料の 2 分の 1 の額

[施設利用料・附帯設備利用料の例]

休日の午前・午後到大ホールを利用した吹奏楽コンサートを開催する場合

	利用料 (a)	交付金額 (b)	実際に支払う料金 (c) (a-b)
施設利用料	261,800 円	216,230 円	45,570 円
附帯設備利用料	200,420 円	100,210 円	100,210 円
合計	462,220 円	316,440 円	145,780 円

利用料の 462,220 円が 145,780 円となり、約 3 分の 1 の金額で利用可能となります

③ その他

- ・ 利用料金のキャンセル料も交付対象とします。
- ・ 現在、グリーンホールまたはメイプルホールを利用している団体で、利用料金の減免を受けている団体については、各ホール利用時の料金等と同等の取扱いとなるような交付割合とします。

(8) 交付金の支給対象外となる施設利用の内容

- ・ 特定の政治活動または宗教活動を主たる目的とする利用
- ・ 1 人当たり 3,000 円を超える入場料金を徴収する予定の利用
- ・ 物品等の販売を主たる目的とする利用
- ・ 公演関係者のみの観覧など、関係者以外の市民の観覧をさせない利用
- ・ 練習のみで本番を実施しない利用
- ・ その他市長が適当でないと認める利用

(9) 申請手続き

- ・ 原則として、利用申込時の事前相談により交付金の支給可否判断を実施します。(すでに利用予約済みの公演については、随時相談をお受けします。)
- ・ 直接請求(全額支払の後、交付金交付)または代理請求(自己負担分のみ支払)が選べます。請求時期については、施設利用料は予約確定後、附帯設備利用料は利用終了後から請求可能です。

2. 案内方法等

- ・ 劇場の利用予約を完了されているかたには、劇場から連絡いたします。
- ・ 市ホームページ、広報紙「もみじだより」等を通じて、本制度創設を周知します。

問い合わせ先
人権文化部 生涯学習・市民活動室
TEL 072-724-6729 (直通)